

# 小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業のご案内

姫路市では、小児慢性特定疾病児童等（以下「小慢児童等」）が在宅において家族の方がお世話をすることが一時的に困難になった場合に、家族に代わり、自宅で訪問看護師が療養生活支援をすることにより、小慢児童等をお世話する家族等の負担の軽減を図ることを目的として、あらたに「姫路市小児慢性特定疾病児童等療養生活支援事業」を実施します。

## 1 対象者（下記にいずれにも該当する方）

- 姫路市民で小児慢性特定疾病の受給者証を所持している小慢児童等
- ご家族などからお世話を受けることが一時的に困難（介護を行う人が休養をとる必要があったり、または病気にかかったりなど）
- 医療的ケアが必要で、訪問看護を現に利用している、または訪問看護の利用が必要（保育所等では対応困難な医療的ケアがある）

## 2 実施内容

お世話をする家族に代わり、自宅で必要な療養上の看護、日常生活の世話などを訪問看護師が行います。ただし、医師の指示による医療行為及び入浴等人員を要する行為等は除きます。

## 3 利用時間数

- 年間98時間以内とし、1回あたり7時間以内

## 4 利用者負担額

- 一部自己負担額があります。  
※下記利用者負担額となります。ただし、世帯所得により月単位で下記の自己負担上限月額までの支払いとなります。
- 1時間あたりの訪問看護料

療養生活支援料	560円/時間
---------	---------

世帯所得	自己負担上限月額
生活保護受給世帯・市民税非課税世帯	0円
世帯所得割額課税 28万円未満	4,600円
世帯所得割額 28万円以上	37,200円

※障害者総合支援法に基づく障害者福祉サービスの負担上限額に準じます。

## 5 申請窓口

【問い合わせ・申込先】

〒670-8530 姫路市坂田町3番地  
姫路市保健所 予防課  
電話：079-289-1635 FAX：079-289-0210

## 6 申請の流れ

### 1 利用申請

申請書を姫路市保健所予防課へ提出してください。

《提出書類》療養生活支援事業申請書（様式第2号）

※できれば、申請前に保健所予防課へ連絡をしてください。

※申請の上、利用決定通知を受けてから利用が可能になります。

※氏名や住所等申請内容に変更事項がある時は、療養生活支援事業利用資格変更届（様式第8号）を提出してください。

### 2 利用決定の承認

申請内容を審査し、療養生活支援事業利用決定通知書兼利用券（様式第3号）を、本人宅へ郵送します。（有効期間は申請日から年度末になります）

※利用時に必要なので紛失しないようにしてください。

### 3 訪問看護事業者を決める（※訪問看護を利用している方は必要ありません）

訪問看護を利用していない方は、主治医と相談し、希望する訪問看護事業者へ指示書を出してもらうなど、事前に訪問看護事業者を決めておいてください。

※当事業に登録のある訪問看護事業者の中から選択してください。登録事業者一覧はホームページに掲載しています。（一覧に掲載のない事業者は利用できません）

### 4 利用申込

保護者が療養生活支援事業利用申込書（様式第5号）を利用訪問看護事業者へ提出（FAX可）する。訪問可の場合は利用可能となります。否の場合は、利用訪問看護事業者と保健所予防課等が調整することになります。

### 5 利用開始と利用負担額の納付

自宅で療養生活支援を利用します。利用後に訪問看護事業者に療養生活支援事業利用決定通知書兼利用券に記載してもらってください。この療養生活支援事業は医療保険外の費用となります。

後日、保健所から1か月分の納付書が自宅に届きます。納付書が届いてから20日以内に金融機関にて納付してください。